

# いわて留学生友好交流奨学金支給規程

## (目的)

**第1条** この規程は、岩手県内で行われる国際交流活動又は県内就職支援の取組みに積極的に参加しようとする外国人留学生に対して奨学金を支給することにより、留学生の経済的負担を軽減し留学成果の向上を支援するとともに、留学生の国際交流活動又は県内就職支援への意欲的な取組みにより、県民の国際交流に対する意識の涵養と友好親善の促進を図ることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規程において、「外国人留学生」（以下「留学生」という。）とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の4の表中「留学」に規定する在留資格（以下「在留資格」という。）で、本邦に在留し、県内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）で研究を行い、又は教育を受けている外国人をいう。

## (申請資格)

**第3条** いわて留学生友好交流奨学金（以下「奨学金」という。）の申請をすることができる者は、県内の大学等に在籍し、新規に希望する者及び前年度に公益財団法人岩手県国際交流協会（以下「協会」という。）の奨学金受給者で更新を希望する者（以下「更新者」という。）で次の各号に掲げる要件の全てに該当する留学生とする。

- (1) 正規の学生（卒業又は学位の取得を目的とする者）として在学する者、若しくはその見込みのある者。ただし、高等専門学校については3年次以上の者とする。
- (2) 学業成績、人物とも優秀であると認められ、在籍する大学等の長の推薦を受けた者であること。ただし、更新者については大学等の長の推薦を必要としない。
- (3) 県内において積極的な国際交流活動が見込まれる者又は協会が指定する留学生を対象とした県内就職支援の取組みへの参加が見込まれる者であること。
- (4) 他から給付を受けている奨学金等の月額合計額が文部科学省外国人留学生学習奨励費給付金制度の給付月額を超えないこと。

## (支給額)

**第4条** 奨学金の支給額は、理事長が別に定める額とする。

## (支給期間)

**第5条** 奨学金の支給期間は、支給決定の月から翌年3月分までとする。

## (支給方法)

**第6条** 奨学金は、毎月留学生本人に支給することとする。

## (申請手続)

**第7条** 第3条各号に掲げる申請資格に該当し、かつ、奨学金の支給を希望する留学生は、次号に定める書類を作成し、別に定める期日までに、在籍する大学等の担当係に提出するものとする。

- (1) 外国人留学生奨学金交付申請書
- (2) 身上書

- (3) 指導教官等の推薦書（更新者は不要とする。）
- (4) 在留カードの写し（在留資格が記載されているもの）
- (5) 成績証明書（現在所属している学校のものがない場合は、他の日本国内の大学の大学院又は学部のものなどでも可とする。また、学部1年生等で成績証明書がない場合は不要とする。）

2 大学等は、留学生から前項に規定する申請書類の提出があった場合は、第3条に規定する資格の有無を審査の上、学内選考を行い、候補者が複数の場合は、協会が別途示す人数に順位をつけて推薦し、別に定める期日までに協会理事長に送付するものとする。

**（選考及び決定）**

**第8条** 協会は、大学等より推薦のあった者について、外部有識者、行政機関職員及び協会職員による選考委員会において書類審査及び面接を行い、その選考結果に基づいて奨学金の支給対象となる留学生を決定する。

2 支給の決定通知は、各大学等を経由して、本人に通知する。

3 決定の通知を受けた留学生は、誓約書に必要事項を記入し、別に定める期日までに、在籍する大学等を経由して協会理事長に提出するものとする。

**（国際交流活動等への参加）**

**第9条** 奨学金の支給を受けている留学生は、県内において積極的に国際交流活動を行い、又は県内就職支援の取組みに参加するよう努めるものとする。また、協会から求められた活動については特別な理由がない限り必ず行うものとする。

**（支給の取消し等）**

**第10条** 奨学金の支給を受けている留学生が、次の各号の1つに該当すると認められるときは、奨学金の支給を取り消すとともに、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させることがある。

- (1) 第3条に掲げる申請資格に該当しなくなったとき。
- (2) 県内の大学等に在籍しなくなったとき。
- (3) 在籍する大学等から停学又は退学の処分を受けたとき。
- (4) 申請書類に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより、支給対象となったことが判明したとき。
- (5) 奨学金の受給者として相応しくない非違行為があったとき。
- (6) その他この要項の規定に違反したとき。

**（報告義務）**

**第11条** 奨学金の支給を受けている留学生は、毎月5日までに国際交流活動等報告書を、また、翌年3月5日までに国際交流又は県内への就職をテーマにしたレポートを原稿用紙3枚にまとめて協会に提出するものとする。また、必要に応じ面接等を行うものとする。

2 奨学金の支給を受けている留学生は、現住所、在籍大学等、その他申請書類の記載事項に変更が生じた場合及び第10条各号の1つに該当することになった場合には、速やかに在籍する大学等を経由して協会理事長に届け出るものとする。

**（補則）**

**第12条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この要項は、平成15年2月28日から適用する。

附 則

この要項は、平成16年2月20日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年2月28日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年4月12日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年2月19日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年12月7日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。